

告 示

埼玉県告示第六百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

さいたまコープ コープ蓮田

埼玉県蓮田市大字馬込字七番千四百三十四番三 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 新設の出入口に関してカーブミラー等の交通安全施設設置の協議を行うこと

二 通学路の安全確保及び工事の期間・場所等の周知については特段の御配慮をお願いいたします

二 縦覧期間

平成二十四年五月八日から平成二十四年六月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター